負債の額								
純資産の額								
所要資本の額								
生命保険リスクの額								
市場リスクの額								

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　表題の「感応度分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には「感応度分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には「感応度分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「感応度分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「感応度分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

2　ロ欄の「円金利50ベーシス・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で上方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額（適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値バランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額を含む。以下、この様式において同じ。）及び所要資本の額（所要資本の額の内訳として掲記している生命保険リスクの額（ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げる生命保険リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）及び市場リスクの額（ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）を含む。以下、この様式において同じ。）と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ロ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

3　ハ欄の「円金利50ベーシス・ポイント下降」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で下方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ハ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

4　ニ欄の「米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日におけるアメリカ合衆国通貨の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で上方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ニ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

5　ホ欄の「米ドル金利50ベーシス・ポイント下降」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日におけるアメリカ合衆国通貨の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で下方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ホ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。